

設備投資事業費補助金

米沢市と米沢商工会議所が連携し、自動化・省人化・デジタル化による生産性向上のための設備投資に取り組む製造事業者を伴走型で支援します。

◆申請できるのは下記A.Bいずれかの事業です

A.ソフトウェア・情報システムの構築

具体的な経費:補助事業のための専用ソフトウェアや情報システムの構築に要する経費、システム分析経費、セキュリティ対策費用、導入ツール・サポート費用、保守点検費用 等

※専用ソフトウェアを搭載した機器の導入は、B.機械装置等の購入の区分となります

B.機械装置等の購入

具体的な経費:機械装置購入費、技術導入費、運搬費、外注費 等

◆支援対象者(次の①～③全てを満たす事業者)

①本市に事業所等を有する中小企業及び小規模事業者であり、現に製造業(※)を営んでいる者

※製造業…企業間取引を目的に製品を製造しており、自社内に製造設備を有し、現在の当該設備を以って自己の責任で製品を製造している事業者

②米沢商工会議所の支援を受けながら設備投資計画の策定、生産性向上に取り組む製造事業者

③市内で1年以上販売実績のある製造事業者

◆補助率 1/2以内 ◆補助上限額 100万円

◆申請期間 令和7年10月1日(水)～
※受け付けは先着順、予算がなくなり次第申請を締め切ります

◆事業完了 令和8年3月6日(金)までに事業を完了し、実績報告を提出してください

◆補助対象事業のイメージ

A.ソフトウェア・情報システムの構築

機械加工業事業者が最適な工程順序等を自動化できる生産スケジューラを導入する場合 等

B.機械装置等の購入

繊維工業事業者が最新機器を導入し、生産効率の向上を図る場合 等

◆補助対象とならないもの

<例>

- ・市内に本社がある企業が近隣市町の工場で行う設備投資
- ・汎用性の高い情報機器(パソコン等)の購入
- ・中古機器の購入
- ・リース契約による機器の導入

◆交付申請書類

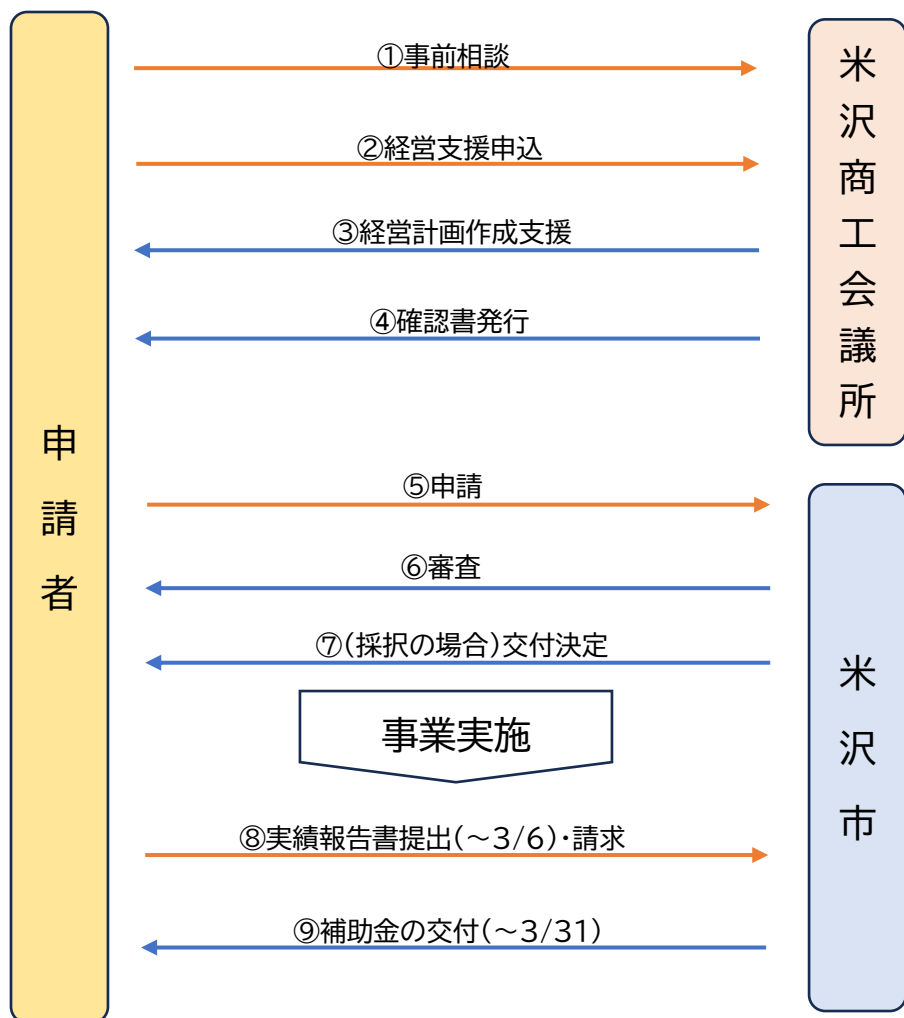
申請前に必ず米沢商工会議所に経営相談を申込み、事業計画書を作成してください

a.交付申請書、b.事業計画書、c.米沢商工会議所が交付する確認書、d.収支予算書、e.見積書等の写し、
f.暴力団排除に関する誓約書、g.振込口座情報が分かるもの(通帳の写し等)、h 市税の納税証明書

◆その他注意点

- ・補助金の交付決定後の事業変更は所定の書類を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・補助金の対象事業が中止または廃止をしようとする時は書類を提出し、承認を受ける必要があります。
- ・導入設備の発注は必ず補助金の交付決定日以降にしてください。

◆申請の流れ



【問合せ】

米沢商工会議所 (☎0238-21-5111)

米沢市商工課工業労政担当 (☎0238-22-5111 内線4103 or 4104)

【申請受付】

米沢市商工課工業労政担当

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号